**消費者の権利と責任②（定期購入）**

京都府消費生活安全センター

　　　学年　　　　組　　　　番　氏名

**１　消費者トラブル事例６の(1)～(4)の行動について、　(1)～(3)は、トラブルにならないために気を付けることを、(4)は、相談をする時に気を付けることを考えましょう。**

＜事例６＞

SNSを見てダイエットサプリを９８０円で購入した。一昨日、２回目の商品が２袋届き、8,000円の高額な  
請求に困っている。

申込みの時には、親に相談しなかったが、2回目が届いて親に相談した。申込みを取消しできないだろうか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1)  ＳＮＳで見つけたダイエットサプリ。  レビューの評価が高く、  お試し980円と書いてある。  **980円**  **お試し**  批判的意識をもつ  責任  知らされる権利 | (2)  試してみたい！  親に相談せずに契約した。  批判的意識をもつ  責任  選択する権利 | (3)  お試しで一回限りと思っていたら、翌月、同じ商品が届いた。  調べたら、定期購入だった。  解約したい。 | (4)  https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/illustration/img/1-27.jpg販売店と交渉するために消費生活センターに相談した。  消費者庁イラスト集より  主張し行動する  責任 |
| ＜気を付けること＞ | ＜気を付けること＞ | ＜気を付けること＞ | ＜気を付けること＞ |

**２　トラブルにあわないために、どうしたらよいか、記入しましょう。**

**３　消費者の権利と責任について、わかったこと  
　　を記入しましょう。**